

○ 規 約

(制定 平成13年 9月 1日)
(変更 平成16年 7月26日)
(変更 平成17年 8月 1日)
(変更 平成19年 8月31日)
(変更 平成25年 7月19日)
(変更 平成28年 7月21日)
(変更 令和元年 6月27日)

第1章 総 則

【目 的】

第1条 この組合の運営及び業務の執行は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、定款に別段の定めのあるもののほか、この規約の定めるところによる。

【改 廃】

第2条 この規約の改廃は、総会の決議によりこれを行う。

【解 釈】

第3条 この規約について疑義を生じたときは、その解釈は総会の決するところによる。ただし、緊急を要する事項については、理事会において決定し、次の総会でその承認を得るものとする。

第2章 総会及び総代会

第1節 総 会

【出席者の届け出】

第4条 組合員が総会に出席したときは、その旨を招集者に届け出なければならない。

② 代理人は、議場に入る際、代理権を証する書面を招集者に提出し、招集者はこれと引換えに代理権の証票をその代理人に交付するものとする。

【議席区分】

第5条 総会の議席は、正組合員（代理人出席を含む。以下同じ。）と准組合員を明瞭に区別しなければならない。

【退場者】

第6条 出席した正組合員が議事の終了前に退場しようとするときは、議長にその旨を申し出なければならない。

② 前項の退場の場合において、以後の議決権を他の出席正組合員に代理して行わせることができる。

③ 前項の規定により議決権を代理する場合は、第4条第2項の規定を準用する。

【総会の開閉】

第7条 招集者は、正組合員の出席者が総会成立に必要な定数に達したとき、開催日現在の正組合員数及び出席人数並びに本人、代理人及び書面議決人の別を報告して、開会を宣する。

② 招集者は、やむを得ない事由があるときは、開会時刻を繰り下げることができる。ただし、遅滞なく、繰り下げられた開会時刻を報告しなければならない。

③ 総会の閉会は、招集者がこれを宣する。

【議長の選任】

第8条 招集者は、議長の選出方法を議場に諮り議長を選任する。

【議事の開閉】

第9条 議事の開閉は、議長がこれを宣する。

② 議長は、議事の進行上必要と認めるときは休憩を宣することができる。

【議長の権限】

第10条 議長は、議事の進行を指揮するほか、総会の秩序を維持し、議場の整理に必要な措置をとることができる。ただし、組合員（議長の許可を得て発言を行う准組合員を含む。以下同じ。）の発言を不当に制限してはならない。

② 議長は、正組合員の資格を有しないことが判明した者又は議長の指示に従わない者若しくは総会の秩序を乱した者に対し、退場を命ずることができる。

【書記の任命】

第11条 議長は、議事の開始にあたり、書記若干名を指名するものとする。

② 書記は、議事の経過の記録、その他議長の指示する業務に従事する。

【議案の付議】

第12条 議長は、各議事に入るに当たり、当該議案を付議することを宣する。

② 議長は、あらかじめ招集通知に記載された順序に従い議案を付議する。ただし、議場に理由を述べて順序を変更することができる。

③ 議長は、必要に応じて複数の議案を一括して付議することができる。

④ 議事は、原則として提案者の説明、これに対する質疑、討論及び採決の順を経て確定する。

【議案の説明】

第13条 議長は、議案付議の宣言後、提案者に対し説明を求めるものとする。この場合において、提案者は、議長の許可を受けて補助者に説明させることができる。

【発言方法】

第14条 組合員は、議案についての説明後でなければ、当該議案に関して発言することができない。

② 発言しようとする者は、議長の許可を受けなければ行うことができない。

③ 発言の順序は、議長が決定する。

④ 発言者は、初めに自己の氏名を告げ、質問、意見又は動議の別を明らかにしなければならない。

【発言の制限】

第15条 組合員は、簡潔明瞭に発言しなければならない。

② 議長は、必要と認めるとき、発言時間を制限することができる。

③ 議長は、発言が議案に関しないとき、重複するとき、その他議事を妨害又は混乱させるとき、発言者に対して注意を与え、制限又は中止を命ずることができる。

【質問】

第16条 組合員の理事に対する質問への回答は、組合長又はその指名した理事が行う。

② 組合員の監事に対する質問への回答は、代表監事又はその指名した監事が行う。

③ 理事又は監事は、議長の許可を受けて補助者に回答させることができる。

④ 理事又は監事は、質問が会議の目的事項に関しないとき、重複するとき、回答に調査を要するとき、その他正当な事由があるとき、回答を拒むことができる。

【動議】

第17条 招集者は、あらかじめ通知した議案のほか、緊急を要する事項について追加議案を提出することができる。

② 正組合員は、総会の前日までに、その50人以上の同意を得て、通知された提出議案以外に動議を書面をもって招集者に提出することができる。

③ 議長は、前2項の動議が提出されたとき、これを付議すべきかを議場に諮り、承認を得た場合にこれを追加議案として付議しなければならない。

【修正動議】

第18条 正組合員は、提出された議案につき修正動議を議長に提出することができる。

② 議長は、前項の動議が提出されたとき、これを付議すべきかを議場に諮り、承認を得た場合にこれを付議しなければならない。ただし、修正動議と提出議案を一括して審議することができる。

【緊急動議】

第19条 正組合員は、議事進行につき緊急動議を議長に提出できる。

② 議長は、議長の不信任又は総会の続行若しくは延期の動議が提出されたとき、その動議を付議すべきかを議場に諮らなければならない。

【動議の却下】

第20条 議長は、動議が議事を妨害する手段として提出されたとき、権利の乱用に当たるとき、その他正当な事由がないことが明らかなき場合は直ちに却下することができる。

【審議の打ち切り】

第21条 議長は、議案についての質疑及び討論が尽くされたと認めるときは、質問又は意見を述べようとする組合員がある場合でも、これを打ち切って審議を終了させ採決することができる。

【採決】

第22条 議長は、議案ごとに採決しなければならない。

② 原案に対し修正案が提出された場合は、原案に先立ち修正案の採決を行い、複数の修正案が提出された場合は、原案と最も異なるものから順次採決する。ただし、一括審議する場合は、原案を修正案に先立って採決することができる。

【採決の方法】

第23条 採決は、挙手、起立又は投票のいずれかの方法によるものとする。ただし、総会の特別決議事項を除き、過半数が議案に賛成であることを確認できるときは、議長はその方法を議場に諮り、その他の方法で採決することができる。

② 投票は、所定の用紙を用い、記名又は無記名で行う。

【代理者等の採決】

第24条 第4条第2項に規定する代理権証票の交付を受けた代理人が採決に加わるときは、その証票を提示しなければならない。

② 書面による議決権において、修正案の採決については、原案に賛成の旨が記載された書面は修正案に反対とし、原案に反対又は棄権の旨が記載された書面は、修正案に棄権としてそれぞれ取り扱う。

③ 緊急議案の採決については、代理人による議決権及び書面による議決権の行使を認めない。

【採決結果】

第25条 議長が採決を行ったときは、その結果を議場に報告し、その議案の決定を宣しなければならない。

【一事不再議】

第26条 否決された議案及び動議は同一総会に再び提出することができない。

【続行及び延期】

第27条 総会を続行及び延期する場合は、総会の決議によらなければならない。

② 議長は、招集者の同意を得て、総会の続行及び延期を議場に付議することができる。

③ 総会の続行及び延期が決議されたときは、議長は直ちに議事を閉じ、招集者は休会又は閉会を宣する。

④ 前項の決議において、議長は続行及び延期の日時及び場所を決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任する場合はこの限りでない。

【議事録】

第28条 議事録には、定款に定めるもののほか次の事項を記載しなければならない。

- 1 総会の種類
- 2 招集通知の年月日
- 3 正組合員数及び出席した正組合員数中の本人出席、代理人及び書面による議決権数
- 4 出席した准組合員の数
- 5 議長の選任経過
- 6 閉会の日時
- 7 その他議長の必要と認めた事項

第2節 総代会

【総代会】

第29条 総代会には、総会に関する規定を準用する。この場合において、「正組合員」又は「組合員」とあるのは「総代」と読み替えるものとする。

第3章 役員推薦会議

【推薦会議の設置】

第30条 定款附属書役員選任規程に定める役員推薦会議（以下「推薦会議」という。）は、役員選任の事由が生じたごとに設置する。

【役員候補者の推薦】

第31条 推薦会議においては、選任すべき役員の定数と同数の候補者を推薦決議するものとする。

② 前項の候補者は、別表で定める区域又は区分ごとの定数により理事又は監事の別に推薦するものとする。ただし、補欠選任の場合は、欠員について推薦する。

【推薦会議の運営】

第32条 推薦会議の運営に関することは、別に定める役員候補者推薦会議運営規則による。

② 前項の規程は、理事会において定める。

第4章 理事会、監事会及び委員会

第1節 理事会

【理事会の運営】

第33条 理事会の運営については、別に定める理事会運営規程による。

② 前項の規程は、理事会において定める。

第2節 監事会

【監事監査】

第34条 監事監査の分担及び職務遂行について、監事監査規程を定める。

② 前項の規程は、監事の協議による審議を経て、理事会に報告する。

【監事会の設置及び運営】

第35条 監事監査に係わる重要事項を決定するため、監事会を設置する。

- ② 監事会の運営については、別に定める監事会規則による。
- ③ 前項の規則は、監事会において定める。

第3節 委員会

【委員会の設置】

第36条 理事会は、この組合の運営及び業務の執行に必要と認めるとき、理事会の諮問機関として委員会を設けることができる。

- ② 前項の規定により設置する委員会の種類、任務、その他必要な事項は理事会において定める。

第5章 業務の執行及び会計

第1節 業務の執行

【事業】

第37条 事業に関する事項については、別に定める各事業規程による。

- ② 前項の規程は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分及び定款に定めるほか、理事会において定める。

【職制】

第38条 この組合の機構、業務分掌及び職務権限は、別に定める職制規程による。

- ② 前項の規程は、理事会において定める。

【前年度総会決議の準用】

第39条 事業計画の設定、借入金の最高限度並びに理事及び監事の報酬については、その年度の総会決議を得るまでは、前年度の決議を準用するものとする。

【員外利用】

第40条 この組合は定款の定めるところにより組合員以外の者に組合の施設を利用させるときは、手数料、その他の条件について組合員の場合と差を設けることができる。

- ② 前項の差の基準については、理事会において定める。

【事務引継】

第41条 理事の一部又は全部が変更したときは遅滞なく引継書を作成し、後任者又は組合に事務を引継がなければならない。ただし、その全員が重任した場合はこの限りでない。

- ② 組合長又は常勤理事が変更した場合は、前項の規定を準用する。
- ③ 職員が異動した場合は、前項の規定を準用する。

第2節 会計

【会計経理】

第42条 会計経理に関する事項は、別に定める経理規程による。

- ② 前項の規程は、理事会において定める。

第3節 団体協約の締結

第43条 （削除）

【団体協約】

第44条 組合長は、定款の定めるところに従って組合員のために次の各号にかかげる事項

につき、契約の相手方と対価、その他の条件を定める団体協約を締結することができる。

- 1 農業用地若しくは農業用水利施設の利用又は農業用地の上にある立木、芝草その他のものの採取に関すること
 - 2 農作業の請負依頼、農業用機械器具の賃借若しくは修理又は役畜の賃借に関すること
 - 3 農業用物資の購買に関すること
 - 4 組合員の生産するものの販売又は加工に関すること
 - 5 組合員の生産するもの又は農業用物資の運送に関すること
 - 6 その他組合員の経済的地位の改善のためにすること
- ② 前項の契約は書面をもって行い、これを公告するものとする。

第6章 組合員

【組合員】

第45条 組合員に関する事項は、別に定める組合員規程による。

- ② 前項の規程は、理事会において定める。

第7章 役員

【役員】

第46条 役員に関する事項は、理事会又は監事会において別に定める。

第8章 職員

【職員及び服務】

第47条 この組合に職員を置く。

- ② 職員の服務規律及び労働条件は、別に定める就業規則による。
- ③ 前項の規則は、理事会において定める。ただし、その設定及び変更については、労働組合の意見を徴する。

【労働協約】

第48条 この組合は、労働組合との間に労働協約を締結することができる。

第9章 その他定款の実施に関する事項

【公告場所】

第49条 公告の掲示場所は、主たる事務所及び従たる事務所の掲示場とする。

【事務取扱の時間】

第50条 組合員が行う組合に対する届出事務の取扱いは、平日の就業時間内とする。
ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

附 則

- 1 この規約は、平成13年9月1日から施行する。
- 2 この変更は、平成16年7月26日から施行する。
- 3 この変更は、現行役員の任期満了に伴う改選期から適用する。
- 4 この変更は、平成17年8月1日から施行する。
- 5 この変更は、平成19年8月31日から施行する。

- 6 この変更は、平成25年7月19日から効力を生じ、現役員の任期満了に伴う役員改選期から適用する。
- 7 この変更は、平成28年7月21日から施行する。
- 8 この変更は、令和元年6月27日から施行する。
- 9 前項の規定にかかわらず、第31条第2項の規定の変更は定款の一部変更が行政庁の認可を受けた日から効力を生じ、現役員の任期満了に伴う役員改選時から適用する。
- 10 第8項の規定にかかわらず、第34条第2項の規定の変更は定款の一部変更が行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。

【別表】

役員候補者の定数

区域又は区分	理事候補者定数	監事候補者定数
旧石巻市・ 女川町・ 旧牡鹿町	5	1
旧河北町・ 旧雄勝町・ 旧北上町	4	1
旧桃生町	2	1
旧河南町	4	1
旧矢本町	3	1
旧鳴瀬町	1	
理事会推薦	3	
理事会推薦（女性）	2	
理事会推薦（員外）		1
計	24	6